

「新型インフルエンザ等対策有識者会議」の開催等について

本日、閣議口頭了解により「新型インフルエンザ対策閣僚会議の開催について」の一部改正がなされました。

また、併せて、「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」及び「新型インフルエンザ等対策本部設置要綱」を、新型インフルエンザ等対策閣僚会議において決定しましたので、お知らせいたします。

併せて、「新型インフルエンザ等対策有識者会議」の構成員につきましてお知らせいたします。

(別添)

「新型インフルエンザ等対策有識者会議」の開催等について

「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」の一部改正について

「新型インフルエンザ等対策に係る対処体制」(図)

「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」

「新型インフルエンザ等の発生における迅速な政府対策本部の設置のために」(図)

「新型インフルエンザ等対策本部設置要綱」

「新型インフルエンザ等対策有識者会議 委員名簿」

(照会先)

内閣官房新型インフルエンザ等対策室 木村 佐藤 立和名

TEL : 03-3581-4569

「新型インフルエンザ等対策有識者会議」の開催等について

① 閣議について（8月3日（金））

- ： 「新型インフルエンザ対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）の一部改正
- ・ 対象に「新感染症」を追加
 - ・ 閣僚会議は、学識経験者の参集を求めることができる旨を追加

② 新型インフルエンザ等対策閣僚会議について（持ち回り開催）

- ： イ) 「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」の決定
新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催要綱の決定
平時：新型インフルエンザ等対策有識者会議
発生時：基本的対処方針等諮問委員会
- ロ) 「新型インフルエンザ等対策本部設置要綱」の決定
発生時におけるより迅速・機動的な対応を可能とするため、発生時に閣議決定する「新型インフルエンザ等対策本部」の設置決定のひな型となる設置要綱の決定

③ 新型インフルエンザ等対策有識者会議について

（構成員） P10のとおり

第1回新型インフルエンザ等対策有識者会議

日程（予定）： 8月7日（火）

議題（予定）： 新型インフルエンザ等対策特別措置法の説明、有識者会議の運営、検討事項、スケジュール 等

「新型インフルエンザ対策閣僚会議の開催について」の一部改正について

〔 平成二十四年八月三日（金）閣議
中川 国 務 大 臣 発 言 要 旨 〕

新型インフルエンザの発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、その発生に備え、「新型インフルエンザ対策閣僚会議」を開催いたしておりますが、本年五月に公布されました「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を踏まえ、別紙のとおり、

① 同会議の対象とする感染症として、新たに全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症を追加すること、

② 同会議は、学識経験者の参集を求めることができる旨を追加すること、

等の改正をいたしますので、御了解をお願いいたします。

「新型インフルエンザ対策閣僚会議の開催について」の一部改正について

平成 24 年 8 月 3 日
閣議口頭了解案

「新型インフルエンザ対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について

第1項中「新型インフルエンザの発生に関して」を「新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等感染症及び全国性的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症をいう。以下同じ。）の発生に備え」に、「新型インフルエンザ対策閣僚会議（以下「会議」という。）」を「新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）」に改める。

第2項、第3項及び第5項中「会議」を「閣僚会議」に、第4項中「この会議」を「この閣僚会議」に改め、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の項を加える。

4. 閣僚会議は、専門的事項について意見を求めるため、学識経験者の参集を求めることができる。

新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="97 344 746 427"><u>新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について</u></p> <ol data-bbox="97 488 746 1435" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="97 488 746 808">1. <u>新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等感染症及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症をいう。以下同じ。）の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、<u>新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）を随時開催する。</u></u> <li data-bbox="97 819 746 958">2. <u>閣僚会議の構成員は、全閣僚とする。</u> <u>閣僚会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。</u> <li data-bbox="97 969 746 1005">3. <u>閣僚会議は、内閣総理大臣が主宰する。</u> <li data-bbox="97 1016 746 1155">4. <u>閣僚会議は、専門的事項について意見を求めるため、学識経験者の参集を求めることができる。</u> <li data-bbox="97 1167 746 1294">5. <u>関係省庁間の事務を調整し、この閣僚会議を補佐するため、関係行政機関の実務担当者による会議を随時開催する。</u> <li data-bbox="97 1305 746 1435">6. <u>閣僚会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。</u> 	<p data-bbox="826 344 1342 427"><u>新型インフルエンザ対策閣僚会議の開催について</u></p> <ol data-bbox="783 488 1396 1435" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="783 488 1396 719">1. <u>新型インフルエンザの発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、<u>新型インフルエンザ対策閣僚会議（以下「会議」という。）を随時開催する。</u></u> <li data-bbox="783 819 1396 958">2. <u>会議の構成員は、全閣僚とする。</u> <u>会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。</u> <li data-bbox="783 969 1396 1055">3. <u>会議は、内閣総理大臣が主宰する。</u> <u>（新設）</u> <li data-bbox="783 1155 1396 1294">4. <u>関係省庁間の事務を調整し、この会議を補佐するため、関係行政機関の実務担当者による会議を随時開催する。</u> <li data-bbox="783 1305 1396 1435">5. <u>会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。</u>

新型インフルエンザ等対策に係る対処体制

平時

新型インフルエンザ等対策閣僚会議

(平成24年8月3日 閣議口頭了解一部改正)

主 宰 : 内閣総理大臣

構成員 : 全閣僚

<主な任務>

- 発生に備え、「政府行動計画」を決定する等、政府一体となって対策を推進。

↑
特措法においては、「政府行動計画」を作成するときは、総理は、学識経験者の意見を聴くこととされている。

<特措法の趣旨に則り、新設>

新型インフルエンザ等対策有識者会議

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について(平成24年8月3日 閣僚会議決定)

- 委員 : 医学、公衆衛生、法律・経済専門家、経済界、労働界、地方公共団体、マスコミ等

※ 総理が指名

<主な任務>

- 総理からの求めに応じ、「政府行動計画案」の作成の基本的考え方等を取りまとめる。

医療・公衆衛生に関する分科会

- 委員 : 「有識者会議」の委員の中から、総理が指名

社会機能に関する分科会

- 委員 : 「有識者会議」の委員の中から、総理が指名

発生時

新型インフルエンザ等対策本部

本部長 : 内閣総理大臣

副本部長 : 官房長官、厚生労働大臣、
その他の大臣(本部長が特に必要と認める場合)

構成員 : 他のすべての国務大臣

<主な任務>

- 発生状況に応じた「基本的対処方針」を決定する等、対策を総合的かつ強力に推進。

↑
特措法においては、「基本的対処方針」を作成するときは、本部長は、学識経験者の意見を聴くこととされている。

基本的対処方針等諮問委員会

- 委員 : 「有識者会議」の委員の中から、総理が指名(医学、公衆衛生関係者等)

<主な任務>

- 総理からの求めに応じ、「基本的対処方針」の作成の基本的考え方等を取りまとめる。

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について

平成24年8月3日
新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定

新型インフルエンザ等対策の円滑な推進のため、新型インフルエンザ等対策閣僚会議の下に、新型インフルエンザ等対策有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

1 新型インフルエンザ等対策有識者会議

- (1) 有識者会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。
 - ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第6条第5項の規定に基づく意見。
 - ② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見。
- (2) 有識者会議は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者(以下「学識経験者」という。)の中から内閣総理大臣が指名する構成員30人以内をもって構成する。
- (3) 内閣総理大臣は、構成員の中から有識者会議の長及び有識者会議の長の代理(以下「長代理」という。)を指名する。
- (4) 長代理は有識者会議の長を補佐し、有識者会議の長に事故があるときは、長代理を有識者会議の長とする。長代理が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣が定めた順序で、有識者会議の長とする。

2 基本的対処方針等諮問委員会

- (1) 有識者会議の下に、基本的対処方針等諮問委員会(以下「諮問委員会」という。)を開催する。諮問委員会は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣又は法第16条第1項の新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べることとする。
 - ① 法第18条第4項に基づく意見。
 - ② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の発生時の対策に関する必要な意見。
- (2) 諮問委員会は、有識者会議の長及び長代理並びに内閣総理大臣が指名する有識者会議の構成員をもって構成し、その総数は、有識者会議の長及び長代理を含め10人以内とする。
- (3) 諮問委員会の長は、有識者会議の長をもってこれに充て、諮問委員会の長の代理は、長代理をもってこれに充てる。
- (4) 1(4)の規定は、諮問委員会の長の代理について準用する。
- (5) 内閣総理大臣において特に緊急を要するため諮問委員会の構成員に参集を求めるとまがないと認めるとき又は参集するよう努めたにもかかわらず、なお構成員の過半数が出席できないときは、内閣総理大臣は、法第18条第4項に基づく意見を諮問委員会の長から聴取するものとする。
- (6) 諮問委員会の長は、(5)の規定により、意見を述べたときは、その旨及び意見の内容を次の諮問委員会において報告しなければならない。

3 分科会

- (1) 有識者会議は、次の表の上欄に掲げる分科会を開催し、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について検討する。

名称	医療・公衆衛生に関する分科会	社会機能に関する分科会
検討事項	医療等の提供体制の確保に係る事項等医療・公衆衛生に関する事項。	登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する事項（医療・公衆衛生に関する分科会の検討事項を除く。）。

- (2) 分科会に属すべき構成員は、有識者会議の構成員の中から内閣総理大臣が指名する。
 (3) 内閣総理大臣は、当該分科会に属する構成員の中から分科会の長を指名する。
 (4) 分科会の長に事故があるときは、当該分科会に属する構成員のうちから内閣総理大臣があらかじめ指名する者を分科会の長とする。
 (5) 内閣総理大臣は、分科会に、特別の事項を検討させるため必要があると認めるときは、学識経験者の中から臨時構成員を指名することができる。

4 構成員の参集

内閣総理大臣は、有識者会議及び諮問委員会を開催するため、構成員の参集を求める。

5 関係行政機関の責務

関係行政機関は、有識者会議、諮問委員会及び分科会（以下「有識者会議等」という。）の運営に最大限協力するものとし、正当な理由がない限り、有識者会議等からの資料提出及び説明聴取等の要請を拒むことはできないものとする。

6 意見の開陳等

有識者会議等の長は、必要と認める者に対して、有識者会議等への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

7 庶務

有識者会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。ただし、医療・公衆衛生に関する分科会に係るものについては、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に厚生労働省において処理する。

8 その他

1から7までに定めるもののほか、有識者会議等の運営に関し必要な事項は、有識者会議等の長が定める。

新型インフルエンザ等の発生時における迅速な政府対策本部の設置のために

政府対策本部の実際の設置は新型インフルエンザ等の発生後のことではあるが、発生時に備え、平時における可能な限りの準備と、発生時におけるより迅速・機動的な対応を可能とするため、政府対策本部の設置のために法第15条第1項の規定に基づき閣議にかける内容として想定されるものを閣僚会議決定においてあらかじめ決定しておくもの。

今般の閣僚会議決定

(発生時の閣議決定における基本的内容を決定)

現行の閣議決定

(平成19年10月26日 付)

- ①発生時に対策本部を設置
- ②対策本部の構成員
本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官
厚生労働大臣
本部長：他の全ての国務大臣
- ③有識者の参集
- ④その他(幹事・庶務など)

※ 下線の事項は、新型インフルエンザ等対策特別措置法において法律事項として規定済み。

あらかじめ準備

- ① 対策本部の名称、設置場所、設置期間を規定すること
- ② 副本部長
・内閣官房長官
・厚生労働大臣
・総理は特に必要があると認めるときは、副本部長を追加できる。
- ③ 対策本部の会議
・官房副長官の出席
・適宜、有識者の出席
- ④ その他(幹事・庶務など)

※現行の閣議決定の内容も考慮し、政府対策本部の設置のために閣議にかける内容として想定されるものをあらかじめ規定。

発生時の閣議決定(例)

- ①-1 対策本部の名称
201X年H?N? 新型インフルエンザ等対策本部
- ①-2 設置場所 東京都(千代田区)
- ①-3 設置期間
平成〇年〇月〇日から法に定める廃止までの期間
- ② 副本部長
内閣官房長官、厚生労働大臣、(〇〇国務大臣)(※)
- ③ 対策本部の会議
- ④-1 (発生した新型インフルエンザ等の特性に鑑み、必要な事項があれば適宜規定。)
- ④-2 その他(幹事・庶務など)

〔※「〇〇国務大臣」は、必要に応じ定める。〕

速やかに新型インフルエンザ等が発生したら対策本部を設置

新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

平成24年8月3日
新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定

新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第15条第1項に基づき、閣議にかけて臨時に内閣に設置する新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)の設置を円滑に行うため、政府対策本部の組織については、法第16条第1項から第7項までに定めるもののほか、以下によることを、その基本とするものとする。

1 政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間

政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間について規定すること。

2 政府対策副本部長について

政府対策副本部長(法第16条第3項の新型インフルエンザ等対策副本部長をいう。以下同じ。)について、以下を基本的内容として規定すること。

(1) 政府対策副本部長は、以下のとおりとすること。

内閣官房長官

厚生労働大臣

(2) (1)によるもののほか、政府対策本部長(法第16条第1項の新型インフルエンザ等対策本部長をいう。以下同じ。)が特に必要があると認めるときは、政府対策本部に、同条第3項に基づき、政府対策副本部長を置くことができること。

3 政府対策本部の会議について

政府対策本部の会議について、以下のとおり規定すること。

(1) 政府対策本部の会議には、政府対策本部長、政府対策副本部長及び政府対策本部員(法第16条第3項の新型インフルエンザ等対策本部員をいう。)のほか、内閣官房副長官(政務及び事務)が出席すること。

(2) 政府対策本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策有識者会議の会長その他の関係者に、政府対策本部の会議への出席を求めることができること。

4 政府対策本部の幹事

政府対策本部の幹事について、以下のとおり規定すること。

(1) 政府対策本部の業務の円滑な実施をはかるため、政府対策本部の幹事を置くこと。

(2) 政府対策本部長は、法第16条第7項に基づき任命される政府対策本部の職員の中から、政府対策本部の幹事を指名することとすること。

5 その他

その他、以下の事項について、規定すること。

(1) 政府対策本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理すること。

(2) 政府対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は、政府対策本部長が定めること。

(3) 以上のほか、発生した新型インフルエンザ等の特性に鑑み、必要な事項があれば、適宜規定すること。

新型インフルエンザ等対策有識者会議 委員名簿

委員名	所属	新型インフルエンザ等対策有識者会議			
			社会機能に関する分科会	医療・公衆衛生に関する分科会	基本的対処方針等諮問委員会
伊藤 隼也	医療情報研究所 医療ジャーナリスト	○			
伊東 紀子	まや法律事務所 弁護士	○			
井戸 敏三	兵庫県知事	○	○	○	
庵原 俊昭	独立行政法人国立病院機構三重病院長	○	代理	○	○
大石 和徳	国立感染症研究所感染症情報センター長	○		代理	○
大西 隆	日本学術会議会長・東京大学大学院工学系研究科教授	○	会議の長		
大橋 俊二	裾野市長	○		○	
岡部 信彦	川崎市衛生研究所長（前国立感染症研究所感染症情報センター長）	代理		会議の長	代理
翁 百合	日本総合研究所理事	○	○		
押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授	○		○	
尾身 茂	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長（前新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会委員長）	会議の長			会議の長
折木 良一	前統合幕僚長	○	○		
河岡 義裕	東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長	○		○	○
川名 明彦	防衛医科大学校内科学講座2（感染症・呼吸器）教授	○		○	○
川本 哲郎	同志社大学法学部・法学研究科教授	○			
小森 貴	日本医師会常任理事	○	○	○	○
櫻井 敬子	学習院大学法学部教授	○	○	○	
田代 真人	国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長	代理		○	代理
朝野 和典	大阪大学大学院医学系研究科感染制御学分野教授	○		○	○
永井 庸次	社団法人全日本病院協会理事	○		○	
古木 哲夫	和木町長	○		○	
松井 憲一	日本経済団体連合会 国民生活委員会企画部会長	○	○		
丸井 英二	人間総合科学大学人間科学部教授	○		○	
南 砂	読売新聞編集局医療情報部長	○		○	
安永 貴夫	日本労働組合総連合会 副事務局長	○	○		
柳澤 秀夫	日本放送協会解説委員長	○	○		